

建設業退職金共済制度の掛金収納の確認方法の改正について

茨城県発注で、500万円以上の工事を請け負った場合、建設業退職金共済制度（以下「建退共」）の証紙を購入し報告書を提出していただいております。

この度、この確認方法の一部を改正し、平成20年4月1日以降契約した建設工事から適用することにしましたので、お知らせします。

主な変更点

1 証紙購入の考え方

建設現場毎の元請・下請を含めた対象労働者及び就労日数を把握し、必要な枚数の証紙を購入すれば十分であることを明記しました。

2 証紙を購入しなかった場合の理由を列挙

報告書には、掛金収納書の添付がなかった場合や、購入額が少ない場合に理由を記載していただきますが、この理由について列挙しました。

理由例

- ① 会社に退職金制度がある。
- ② 従業員が中小企業退職金共済事業の被保険者である。
- ③ その他の退職金制度に加入している。
- ④ 対象労働者数及び就労予定日数を把握して計算した。
- ⑤ 会社にある余剰証紙を活用する。
- ⑥ その他

※ いずれの理由であっても、その状況を詳細に記載してください。

建退共制度の本来の趣旨は、請負人が共済証紙を購入することではなく、購入した共済証紙を労働者に配布することであることを鑑み、適正な履行を確認するため、必要に応じて証紙の受払簿や労働者の共済手帳等の関係書類の提出を求める場合がありますので、ご協力願います。

改正後の通知文

建設業退職金共済制度に係る掛金収納の確認について

(平成20年2月1日 土木部長通知)